

議 事 録

会議の名称	令和2年第6回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年6月25日(木) 午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第31号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第32号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 第34号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について (5) 報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出について (6) 報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (7) 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年第6回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和2年第6回本庄市農業委員会総会議案 3 令和2年第6回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>開会前に事務局から連絡をさせていただきます。</p> <p>まずは、農業委員会総会について少し説明をさせていただきます。</p> <p>農業委員会法では、農地利用最適化推進委員の総会への出席は義務付けられていないものの、本庄市農業委員会では、新体制移行に向けて調整した結果、推進委員も総会に出席し、担当区域の農地利用の最適化の推進について意見を述べてもらったり、報告してもらうこととし、報酬額も農業委員と同額に設定し、行事等にも同様に参加することとし、総会にも出席頂いているところでございます。</p> <p>農業委員会の総会は、法令事務を取り行う場として、実際に委員が参集することが原則となっており、同時に会議の公開、議事録の公表が法律上規定されています。また、総会は、「現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」と規定されています。この「委員」とは農業委員のことになります。</p> <p>そこで、当委員会におきましては、4月及び5月の総会を、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、出席者を減じて、農業委員さんのみでの開催させて頂きました。また、農地利用最適化推進協議会及び広報広聴委員会につきましては、中止とし、委員の皆様にはご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>本日は、久しぶりに一同介しての総会となりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルスが終息したわけではありませんので、市の対応方針にありますように、手指消毒やマスク着用を含む咳エチケットの励行や、身体的距離の確保、屋内開催時の換気等に配慮しながらの開催となり、皆が対面する形ではなく、同じ方向を向く教室方式での開催とさせて頂きます。</p> <p>次に、本日のスケジュールですが、総会終了後、休憩を挟みまして、農地利用最適化推進協議会を開催いたします。また、協議会終了後には、広報広聴委員会も開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で、開会前の連絡を終わります。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p>

	まず、議事日程 1 の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除になりましたが、昨日は東京都で 55 人、埼玉県からは 9 人の感染者が出ております。気を抜かずに充分気をつけてください。</p> <p>ただ今から令和 2 年第 6 回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程 2 あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、2 か月ぶりとなります。新型コロナウイルスへの対応については、事務局長が申し上げたとおり、やむを得ないと思います。</p> <p>しかし、皆様の中で、誰も被感しなかったのも、よかったです。こちらは、比較的人口密度も少ないですが、用心に越したことはなく、本日も会議室入り口で、皆様にマスク着用や手のアルコール消毒、体温計測定をしていただきました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>また、本日、農政課からも新型コロナウイルスの影響における補助等の話があります。該当する方、知り合いで該当する方がおられましたら、教えてあげたり、周知したりして、助けてあげてください。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農業委員の坂爪委員、推進委員の内田委員、間正委員、倉林正委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員 19 名中 18 名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員 25 名中 22 名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議事日程 3 議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は 6 番 塩原委員及び 7 番 茂木悟委員に議事録署名委員をお</p>

	<p>願いたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案4件及び報告3件であります。</p> <p>まず、第31号議案「農地法3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第31号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第31号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めますのでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件となります。その内訳は、2件とも売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木広子委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木から報告します。6月21日に笠原推進委員と現地確認及び聞</p>

	<p>き取り調査を行いました。3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は新幹線より北に位置した、西富田、東今井の集落から若干離れた場所にあります。受人の農作業従事日数は、受人250日、受人の家族が150日、他繁忙期には従業員も雇うそうです。主に水稻、麦、ブロッコリーの作付けをしておりますが、申請地には、ねぎを作付け予定だそうです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑2筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、清水茂則委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、私、田端が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席いたします。</p> <p>(退席後)</p>
細野会長代理	<p>それでは、ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を整理します。</p> <p>整理番号2について、清水茂則委員の報告をお願いいたします。</p>
清水茂則委員	<p>14番清水から報告します。6月21日に奥原推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は旧児玉町と神川町の境で、北側はすぐに神川町です。申請地は3筆あり、一</p>

	<p>番北側の農地は、耕作放棄地で竹林となっています。今回の申請で受人が、こちらの耕作放棄地を解消すれば、近隣の住人も助かると思います。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
細野会長代理	<p>整理番号2について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2については、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしくお願い致します。</p> <p>次に、第32号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第32号議案を説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>第32号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、6ページから8ページをご覧ください。今回の申請件数は、10件です。田8筆及び畑13筆の面積合計32,611㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p>

	<p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、私、田端は、利用権の設定等を受ける者として、同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席いたします。</p>
細野会長代理	<p>それでは、ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を整理します。</p> <p>第32号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第32号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第32号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、第33号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第33号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第33号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ</p>

	<p>げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、10ページをご覧ください。申請件数は、5件で、その内訳は、所有権移転3件、賃借権1件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。整理番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について池田委員の報告をお願いします。</p>
池田委員	<p>19番池田よりご説明させていただきます。6月19日斎藤推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。11ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は入浅見地区の東西を走る道路の北側に当たります。現在は、草が若干生えている程度で、特に作付けはされておりません。申請事由は太陽光発電施設用地です。周辺は住宅、駐車場、不耕作地で、周辺の農地、水路への影響もなく、転用に当たっては、特に問題はないと思われまます。皆さまの慎重審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、立石委員の報告をお願いいたします。</p>
立石委員	<p>8番立石から報告させていただきます。6月21日飯島推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。12ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、小山川クリーンセンターの北西の集落に位置しております。2月にも申請地の隣接地の申請がありました。申請事由は自己用住宅用地で周辺は集落となりつつあり、転用にあたっては特に問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、放課後等デイサービス用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34</p>

	<p>条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8番立石から報告させていただきます。6月21日飯島推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。13ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、県道本庄寄居線沿いにあり、すぐ南側を〇〇〇〇〇が通っています。農地としては、日陰になるような場所です。申請事由は近くにある特別支援学校の放課後等デイサービス用地です。申請地の北側に集落が広がっており、転用にあたっては特に問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>

	す。
議長	整理番号4について、永尾委員の報告をお願いいたします。
永尾委員	12番永尾が報告します。14ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は児玉地内の国道254バイパスから東に100メートルほど入った場所にあります。申請地のすぐ北に受人の会社があります。さる6月20日、武政推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請事由は資材置場用地です。申請地は現在、休耕地で、周辺は工場、住宅が立ち並んでいます。転用にあたっては、特に問題ないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくをお願いいたします。
議長	整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号5を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。 申請地は、15ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号5について、私から報告します。6月21日倉林永次推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。15ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は県道秩父児玉線と、〇〇〇の合流地点の近くにあります。申請地はカーブに面し、小高い場所で、耕作もしづらく、元は竹林でした。

	<p>申請事由は自己用住宅用地です。転用にあたりは、特に問題ないと思います。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第34号議案「本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第34号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第34号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊1ページをご覧ください。農用地区域からの除外案件4件となっています。</p> <p>農用地区の除外については、土地改良事業等の工事完了後8年未経過の土地については、原則、除外は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準に従って、例外的に認めることとなっています。今回、除外の計画事由は、分家住宅3件及び敷地拡張1件となっています。</p> <p>申出内容の詳細を説明いたします。まず、事案番号1を説明いたしますので、3ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。4ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目</p>

的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。5ページが位置図、6ページが付近案内図となります。当該申出地は農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われます。なお、9ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2を説明いたしますので、11ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、堀田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。

12ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、本庄北部及び上里幹線土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可及び都市計画法第29条の許可となっております。13ページが位置図、14ページが付近案内図となります。当該申出地は農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われます。なお、17ページが事業計画図となります。

次に、事案番号3を説明いたしますので、19ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。20ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。21ページが位置図、22ページが付近案内図となります。当該申出地は農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われます。なお、25ページが事業計画図となります。

次に、事案番号4を説明いたしますので、27ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、敷地拡張による駐車場の増設です。28ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料

	<p>でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。29ページが位置図、30ページが付近案内図となります。33ページが事業計画図となっております。</p> <p>当該申出地は既存の工場敷地と隣接しており、敷地内でのトラックの回転場所や退避場所が無いことから、敷地拡張により駐車場を確保するものでございます。このような状況から、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われます。</p> <p>以上で本議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありました。倉林永次委員につきましては、事案番号1において、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第34号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第34号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第34号議案については、原案のとおり変更することに「同意」いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。倉林永次委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席後)</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第24号を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第24号を説明いたしますので、議案書17ページをご覧ください。</p> <p>報告第24号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、18ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出な</p>

	ければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第25号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第25号を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。 報告第25号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。 本日提出、会長。 届出内容については、20ページから22ページをご覧ください。専決処分件数は、16件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第26号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第26号を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。 報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。 通知内容については、24ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受領件数は、2件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。 以上で、報告を終了いたします。 皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。 ここで、議長の座を降ろさせていただきます。 ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。 (事務局説明) 閉会

令和2年第6回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日		令和2年6月25日(木)				
開催場所		本庄市役所 大会議室				
開会時刻		午後2時				
閉会時刻		午後3時20分				
会長		田端 講一				
会長代理		細野 俊文				
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席	○		亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席	○	北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	欠席
18	坂爪 裕	欠席		本泉	倉林 正	欠席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	欠席				齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇